Introduction of "The application documents for establishment authorization of Suseong Irrigation Association"

SHIMAMOTO Masanori

In this paper, I introduce "The application documents for establishment authorization of Suseong Irrigation Association". Suseong Irrigation Association was faunded in 1924 at Gyeongsangbukdo province in Korea. This document contains abundant text related to the establishment of the association. And this is a good material to think about local situation in Korea during the Japanese colonial period. Through introduce of this document, I hope to contribute to previous discussions of what happened this age and how to influence it on today.

「寿城水利組合設立認可申請書類綴」について

島 本 昌 典 SHIMAMOTO Masanori

I. はじめに

ここに紹介する資料は、1924年(大正13年)に植 民地期の朝鮮、慶尚北道達成郡に設立された寿城水 利組合の設立認可申請に関する資料である「寿城水 利組合設立認可申請書類綴」(注1)の一部である。 この資料には寿城水利組合設立のための趣意書や規 約、評議会議事録等がまとめられている。寿城水利 組合はその創立者5名のうち4名が朝鮮人、1名が 在朝日本人という構成になっており、地域における 両主体の交わりのあり様を見る上でこの資料は参考 となる点が多い。また寿城水利組合は達成郡のなか で最初に設立された水利組合であり、その後に続く 達成郡内で設立された水利組合の設立過程をみてい くうえでも、参照することのできる資料である。寿 城水利組合の設立にあたっては、1917年に制定さ れた「朝鮮水利組合令」に則って認可申請の書類が 作成されている。その第1条では「灌漑排水又ハ水 害予防ノ為必要アルトキハ水利組合ヲ設置スルコト ヲ得」(注2)として、水利組合の目的が明記されて いる。また、第二条において組合員の要件を明示し たうえで(注3)、続く第三条では「水利組合ヲ設置 セムトスルトキハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依リ組合員 タルヘキ者五人創立者ト為リ組合規約ヲ作リ組合員 タルヘキ者ノ二分ノー以上ニシテ組合ノ区域ト為ル ヘキ地ノ総面積ノ三分ノ二以上ニ当ル土地ノ所有者 ノ同意ヲ得テ朝鮮総督ノ認可ヲ受クヘシ、水利組合 ハ前項ノ認可ヲ受ケタルトキ成立ス | として、その 設立要件が定められている。本稿では、この設立要 件で述べられている「創立者」及び「組合規約」に関 する部分と、水利組合の設立趣意を記載した「寿城 水利組合設立趣意書」の部分を紹介する。これらの 部分は寿城水利組合の概要を把握するための基本部 分であるといえる。

資料紹介においては書類綴冒頭の目録と寿城水利 組合設置認可申請書及び寿城水利組合規約の翻刻、 そして漢字ハングル混合文で記された寿城水利組合 設立趣意書の翻訳を行った。

≪凡例≫

- ・翻刻に際しては人名などを除き、漢字は旧字から 新字に改めた。
- ・目録は項目順にアラビア数字で通し番号を付した。

Ⅱ. 資料紹介

【目録】

- 1、寿城水利組合設置認可申請書
- 2、寿城水利組合規約
- 3、寿城水利組合設立趣意書
- 4、同意書
- 5、同意者烙印不備ニ付再調送付ノ件
- 6、寿城水利組合設置認可ノ件
- 7、水利組合設置認可工事條件一部取消願
- 8、組合書記定員認可申請ノ件
- 9、組合給与規定認可申請ノ件
- 10、旱害救済特別申請ノ件(旱害救済特別補助申請)
- 11、寿城水利組合設置工事條件中変更ノ件
- 12、水害復旧工事施行具申書
- 13、水利組合水害復旧工事施行起債ノ件
- 14、水害復旧工事認可申請ノ件
- 15、工事御認可條件一部変更ノ件
- 16、認可指令書交付ノ件
- 17、工事追認申請
- 18、工事延期願
- 19、追加工事施行認可ノ件

- 20、寿城水利組合令中規約改正ノ件
- 21、土地改良事業補助金請求ノ件
- 22、土地改良事業補助金指令ニ関スル件
- 23、組合起債認可指令書送付ノ件
- 24、水利組合追加工事期間延期ノ件
- 25、追加工事設計変更ノ件
- 26、構作物維持費積立金設置ノ件
- 27、組合規約変更ノ件
- 28、追加工事設計変更ノ件
- 29、組合規約変更ノ件
- 30、起債ノ件
- 31、組合区域拡張並ニ規約変更ノ件
- 32、評議員選任ノ件
- 33、弐千五百円認可ノ件
- 34、四千参百弐拾参円認可ノ件

【寿城水利組合設置認可申請書】

朝鮮水利組合令に依り、寿城水利組合を設置したいと思います。認可いただきたく別紙関係書類を添付してこれを申請いたします。

大正十二年六月八日

慶尚北道大邱府南町百拾番地ノー

創立者 鄭在学

慶尚北道達成郡壽城面上洞参百六拾参番地

同 秦喜葵

慶尚北道大邱府京町二町目六拾六番地

同 徐相春

慶尚北道達成郡壽城面黄青洞七百参拾番地

同 水崎林太郎

慶尚北道達成郡壽城面黄青洞六百八拾番地

同 姜錫會

朝鮮総督男爵 斎藤實殿

【寿城水利組合設立趣意書】(注4)

達成郡寿城平野は大邱府に隣接しており、水道を 敷設して以来これまで灌漑用水の欠乏を訴え、これ を補給する策として昨大正十一年五月監督官庁の助 力に依り、地主及び小作者諸位の努力出資を合わ せ、大洑、柳洑、徳吐洑の三洑改修事業は緒に就い たものの、尚いまだ安定の域を脱せない中、今回大 邱府は水道を拡張するための交渉の端緒を開き、其 の善後策を講ずるに適法の団体でなければこれを解 決することは不可能であり、漸漸と灌漑事業の複雑 さを来たしている。これを処理するために寿城水利 組合を組織し、目下の急務である灌漑工事を進捗させ、将来農耕地の改善を計り、地元民にとって農業の安堵を得て、従って各位の福利を増進する次第である。これに対して寿城水利組合設立を発起するので、ご賛同いただきますよう謹んでお知らせいたします。

大正十二年二月二十日

【寿城水利組合規約】(注5)

第一章 総則

第一条

本組合は寿城水利組合と称する。

第二条

本組合は組合区域内における灌漑排水を為すことを目的とする。

第三条

本組合の区域は慶尚北道達成郡寿城面上洞、斗山洞、中洞、下洞、黄青洞、泛魚洞、新川洞及び、嘉昌面巴洞のうち別冊記載の土地とする。

第四条

本組合は組合区域内の土地の所有者及び国有未墾 地の貸付を受けた者を以て組合員とする。

第五条

本組合の事務所は慶尚北道達成郡寿城面に置く。 第六条

本組合の公告は組合掲示場及び達成郡庁掲示場に 掲示する。

第二章 組合吏員

第七条

本組合に組合長のほか、左の吏員を置く。

副組合長

出納役

書記

技師

出納役は副組合長を兼務する。

第八条

灌漑排水の事務を処理するため、本組合に委員を置く。委員は五人とし、その任期は二ヵ年とする。委員は組合員の中から就き、評議会に諮問して組合長を選任する。

委員中欠員を生じたためにその補欠として選任された委員は、前任者の残任期間在任する。

第三章 評議会

第九条

評議員の定数は八人とする。

第十条

評議員の選任及びその補充員の選定は組合員が会合してこれを行う。組合員は他の組合員に委任して前項の選任及び選定を行うことを得る。

組合員たる法人は代理人を以て第一項の選任及び 選定を行わなければならない。

第十一条

評議員は組合費年額拾円以上を納める者とする。 評議員は組合員中より之を選任することを要する。 第十二条

組合吏員は評議員を兼ねる。但し、委員はこの限りではない。

第十三条

法人にして評議員に選任されたときは、代表者を 定め、これを組合に届け出なければならない。

第四章 給与

第十四条

有給吏員が在職一ヶ年以上にして退職したときは 退職当時の給料半月分を在職年数の一年に充てその 年数に応じる金額を一時支給する。但し、自己の便 宜に依り退職したとき又は懲戒に依り解職せられた ときは、この限りではない。

前項に依り支給を受けた者が再び就職したときは 前項に掲げる在職年数は再任の日より起算する。 第十五条

有給吏員が在職中死亡したときはその遺族に対し 給料三ヶ月分を一時に支給する。

前項に依り一時金を支給すべき遺族及び順位は官 吏死亡賜金給与の例に依る。

第五章 組合の財務

第十六条

組合費は反別を標準とし、一反歩に付き二円五十 銭以内においてこれを定め賦課する。

第十七条

組合費は十月一日現在に依りこれを賦課する。組合費の納期は評議会に諮問してこれを定める。

第十八条

国有地未墾地の貸付を受けた者が権利を譲渡し又は利用を廃止する場合においては、その組合員との間に生じる組合の債務履行のために組合費を賦課することがある。

第十九条

夫役現品は組合費を準率とし、金額に換算してこ

れを賦課する。

第二十条

工事請負、売買、貸借及び労力の供給は評議会に 諮問し指名競争入札又は随意契約に依ることとす る。但し、左の場合においては評議会にせずして随 意契約に依ることができる。

- 一、官庁公共団体又はこれに準ずるものから物 件の買入れ借入れ又は労力の供給を受ける こと。
- 二、予定価格が五百円未満のとき。
- 三、非常急遽の際、工事又は物品の買入れ若しく は借入れのために入札に付す暇のないとき。
- 四、特別な技術を要する工事。
- 五、入札に付するも入札者のいないとき、又は同 一条件を以て再入札に付するも落札者のい ないとき。

六、工事請負者に追加工事を請け負わせるとき 第二十一条

組合の賦課を受ける土地が荒地となったとき又は 地目を変換するとき、あるいは組合区域内において 新たに土地を収得したときは、その事実発生の日よ り十日以内に土地の所在地目及び面積を組合に届け 出なければならない。

第二十二条

組合員の住所に移動が生じたときは十日以内に組合に届け出なければならない。

附則

組合費賦課前にありては、評議員は組合区域内の 土地に付き地税年額十円以上国有未墾地貸付料十円 以上を納める組合員たることを要する。

大正十二年二月

皿. おわりに

「寿城水利組合設立認可申請書類綴」は、Ⅱで紹介した部分に続けて当該地域に土地を所有する人々の同意書や補助金・各種追加工事の申請書、評議会議事録等を含んだ構成になっている。これらの資料を今後さらにつぶさに読み解いていくことで、寿城水利組合の設立と寿城池築造の過程をより詳細に知ることができる資料であるといえる。

(注1)

ここで紹介する資料は韓国国史編纂委員会電子資料館 (국사편찬위원회 전자자료관)でオンライン公開されてい る「寿城水利組合認可申請書類綴」(사료철 DDG042_ 03 01C0007) を底本とした。

(URL:http://archive.history.go.kr/catalog/view.do? arrangement_cd=&arrangement_subcode= &provenanace_ids=&displaySort=catalogId_asc&displaySize=50¤tNumber=1&system_id= 000001009724&catalog_level=&catalog_position= 21&search_position=0&lowYn=Y)

(注2)

ここに記載した朝鮮水利組合令の条文は『朝鮮彙報』 1917年9月号、p236より引用した。

(注3)

組合員の要件としては、土地や家屋等の工作物を当該地域に所有する者とされる。

(注4)

設立趣意書は漢字ハングル混合文で書かれたもので、これは水利組合認可申請において朝鮮総督への提出が必要な書類ではなく、当該地域に土地や家屋を有する地元朝鮮の人々に向けてその趣意を伝えることを目的に作成されたものと推定される。

(注5)

寿城水利組合規約は1928年(昭和3年)3月28日付で一部改正が行われているが、ここでは改正前の1924年(大正13年)に制定された規約をもとに翻刻を行った。

【参考文献】

松本武祝『植民地期朝鮮の水利組合事業』未来社、1991年 宮嶋 博史, 李 栄薫, 松本 武祝, 張 矢遠『近代朝鮮水利組合 の研究』日本評論社、1992年

宇佐美勝夫「朝鮮水利組合令の制定に就て」(朝鮮総督府編 『朝鮮彙報』1917年8月号)

손경희「일제시기 경상북도 달성군의 수성수리조합과 지역사 회 변동」(『역사와 경계』116号、2020年)